

第4回 長野県観光振興財源検討部会 議事録

日 時：令和6年(2024年)1月15日(月) 10:00～12:00

場 所：県庁議会増404・405会議室

※WEB会議システムを併用

出席者：委員 金澤武彦
委員 金子ゆかり(Web)
委員 小林史成
部会長 神野直彦
委員 峯村勝盛
委員 森晃
委員 矢ヶ崎紀子(Web)
委員 山田雄一(Web)

事務局：観光部長 金井伸樹
観光部次長 丸山祐子
山岳高原観光課長 小林伸行
税務課長 降籜 淳

1 開会

<丸山次長>

定刻となりましたので、ただいまから第4回長野県観光振興財源検討部会を開催いたします。

本日、金子委員、矢ヶ崎委員、山田委員はオンラインでご出席でございます。矢ヶ崎委員と山田委員は若干遅れてご出席されるとご連絡いただいております。

会議に先立ちまして御案内を申し上げます。

本日の会議は、オンラインとの併用開催でございますので、ご発言の際には、最初にお名前をおっしゃっていただき、会場の委員の方はマイクに向かって大きな声でご発言くださるようお願いいたします。

また、部会は公開で行い、資料と議事録は後日、長野県ホームページに掲載いたしますので、あらかじめご承知ください。

それでは、観光部長の金井から開会の挨拶がございます。

<金井観光部長>

皆様、おはようございます。また、あけましておめでとうございます。

昨年はお忙しい中、部会にご出席いただきありがとうございます。

まず、能登半島地震が元旦に発生しまして、被害に遭われた方へあらためてお見舞いを申し上げます。

石川県から本県にも2次避難所の確保について依頼が参りました。旅館ホテル組合の皆様、あるいは市町村の皆様を通じまして募集したところ、宿泊事業者の皆様方から多数のお申し出をいただいている状況でございます。そちらにつきまして感謝申し上げます。

これまでの3回の部会で議論した内容を今回、検討結果の中間とりまとめとして、事務局でまとめさせていただきます。

12月に開催いたしました部会で申し上げたとおり、この検討結果中間とりまとめに対するパブリックコメントを実施したいと思っておりますが、それにあたり、とりまとめ内容を委員の皆様方にご確認いただきたいと思ひまして、今回急遽第4回目の部会を開催させていただいたところでございます。

今回の中間とりまとめの詳細につきましては、山岳高原観光課長から後ほど説明申し上げますが、皆様方からしっかりとご意見をお伺いし、中間とりまとめとしてまとめまして、パブリックコメントを供したいと考えております。

今日は、どうぞよろしく申し上げます。

<丸山次長>

ありがとうございました。それでは会議事項に入ります。以降の進行は、審議会組織運営要綱第3条第4項の規定により、神野部会長にお願いすることといたします。

神野部会長、よろしく申し上げます。

2 会議事項

(1) 長野県観光振興財源検討部会検討結果中間とりまとめ（報告書案）について

<神野部会長>

委員の皆様方には、年頭からご足労いただきまして本当にありがとうございます。本来であれば、「あけましておめでとうございます。」と述べなくてはいけないところでございますが、部長からもお話がありましたように、元旦から大きな自然災害に見舞われました。

私達の社会を襲ってくる危機には、戦争とか、景気不況とか、人間が作り出した危機はどうか解決出来るのですが、人間が作ったものではない自然的な危機、これには残念ながら適応していくしか今のところありません。

災害という悲しみが襲ってきた時に、私が繰り返し主張しているのは、悲しみというのは分かち合うものであって、同じ仲間として悲しみを分かち合うこと、そのことは悲しんでいる人々を救うだけではなくて自分も救うことになる。

それによって、悲しみを幸福に変えることが出来るということになると思ひますので、今、能登半島が不幸に襲われておりますが、私も科学者として大きな責任を感じ

ます。なぜ責任を感じるのか。明らかに群発地震が起きていて、震度7以上の大地震が起こるといことは分かっていたはずなのに、東大の地震研は何をやっていたのか。いつもそうなのですが既存の活断層は分かっているのですが、分かっていない活断層があるわけです。

長野県も非常に不幸な経験をした月岡大断層というのは分かっていたのですけれど、地震が起こって初めて分かった断層の地震が栄村を襲い、ひどい災害被害に苦しんだ。あの時は高橋村長だったと思いますが、私自身も栄村にお世話になっていたのを心で痛めたことがあります。

『日本の活断層』という本を、東大は出しておりますけれど、実際に起きてみて「ここにもあったのか」というのが分かりますので、私達自身、長野を含めて万全の態勢をとっておくことが重要だと思いますし、社会科学、自然科学を含めて科学者の責任が非常に大きいと考えている次第でございます。

ということで、「おめでとうございます」という訳にはいかないのですが、皆さんと共に不幸を分かち合って、心して新しき年を迎えたいと思っております。

そのような中を、委員の皆様方にはわざわざお越しくださいますありがとうございます。本日は、新しき年が始まってから初めての検討部会でございますが、お手元の議事次第にございますご審議事項は一つでございます。

中間とりまとめ、「長野県観光振興財源検討部会検討結果中間とりまとめ報告書案について」ご審議賜ればと思っております。

それでは、ご準備させていただいております会議事項に従って、初めの、その他を除きますと主に本日、御議論いただくのは「長野県観光振興財源検討部会検討結果中間とりまとめ（報告書案）について」でございますが、この点につきまして事務局の山岳高原課長の小林課長からご説明いただければと思っております。よろしく申し上げます。

<小林課長>

事務局を務めております山岳高原観光課長の小林です。資料1・資料2・参考資料について、一括してご説明します。

最初に資料1をお願いします。こちらは、資料2「長野県観光振興財源検討部会検討結果中間とりまとめ（報告書）」が約30ページに及ぶため、パブリックコメントを実施するにあたり、「検討結果中間とりまとめ」本体の参考として、その概要を1枚にまとめたものです。

新たな観光振興財源検討の必要性、観光振興財源確保の基本的な考え方、新たな観光振興財源確保策、税の制度設計、留意事項等、「検討結果中間とりまとめ」のエッセンスを1枚にまとめさせていただきました。

続いて、資料2をお願いします。こちらが、本検討部会の「検討結果中間とりまとめ（報告書案）」です。部会としての「最終的な報告書」の体裁を念頭に、整理・記載させていただきましたので、（報告書案）とさせていただいているところです。3回にわたる部会での議論の内容を、事務局において、現時点でとりまとめたものであり、本日その内容をご確認いただき、いただいたご意見等も踏まえ、「検討結果中間

とりまとめ」について、パブリックコメントを実施し、多くの皆様から広くご意見を頂戴してまいりたいと考えております。

それでは最初に、この「検討結果中間とりまとめ」の構成について、ご説明させていただきます。1 ページから 11 ページは、「長野県観光の現状と課題」です。ここは、第 1 回の検討部会でご議論いただいた部分になります。長野県の観光産業は、バブル崩壊後の経済の停滞や人口減少に加え、コロナ禍により、民間主導の観光開発の余力が減少する一方、観光振興は、近年、インバウンドの増加など、交流人口の拡大を通じた地域活性化の切り札として期待され、将来にわたって持続可能な観光地域づくりを進めていくためには、観光振興のための新たな財源が必要であること。こうした中、県財政の状況を見ると、歳入面では県の自主財源の根幹である県税が歳入全体の 1/4 に満たない一方、高齢化の進展により社会保障関係費が年々増加するなど、財政の一層の硬直化が懸念されること。また、仮に、県税収入が増加しても地方交付税は減少することとなり、県独自の自主財源の確保策が重要であることなど、なぜ、今、長野県として、新たな観光振興財源の検討に取り組む必要があるのか、その背景について整理しております。

12 ページから 16 ページは、「長野県観光の方向性及び取り組む必要のある観光振興施策」です。この部分については、後ほど、あらためてご説明させていただきます。

17 ページから 23 ページは、「新たな観光振興財源のあり方」についてです。ここは、第 2 回及び第 3 回の検討部会で議論していただいた部分です。新たな観光振興財源の検討にあたり、地方税・分担金・負担金・使用料・手数料等、地方自治体における各種の自主財源について、安定性・継続性、応益性、強制性、収入規模の 4 つの観点から整理した上で、23 ページになりますが、安定的・持続的に、必要な収入規模を確保するためには「法定外税」が妥当であると整理しております。

その上で、地域のインフラ・公共サービス等を観光客も利用し、その利益を享受しているという点で、相応分のコストを地域住民だけではなく、訪れる観光客にも負担を求めることは妥当であること。観光客に負担を求める場合、22 ページになりますが、観光客が行う様々な行動について、捕捉性・観光行為性・負担力の各観点から、県全域における適合可能性の検討を行いました。その結果、宿泊行為が、消費と行為の場所が近く、課税客体の捕捉性が高いことから、「宿泊行為への課税」により、観光客も「短期の滞在者」として、地域住民とともに長野県を創っていくための負担を求めることは妥当であると整理しました。以上から、本検討部会としては、新たな観光振興財源として、まずは「宿泊行為への課税」について、検討することが望ましく、その上で、更なる財源確保の必要が生じる場合には、「入山」や「入域」などを含めた対象・手法による財源確保策についても検討すべきと、付記させていただきました。

24 ページから 28 ページは、「宿泊行為への課税」に関する制度設計に向けた論点整理です。これも後ほど、ご説明させていただきます。

以上、「検討結果中間とりまとめ」は、全体で約 30 ページに及ぶものになっておりますので、本日は特に、「主な論点」である二つのポイント、一つ目は、「観光振興財源を活用して今後取り組む必要のある観光施策例」、二つ目は、「税の制度設計」、こ

の二つの「主な論点」を中心に、ご確認いただき、ご意見等を頂戴できればと考えております。

「主な論点」の一つ目、「観光振興財源を活用して今後取り組む必要のある観光施策例」については、14 ページ、15 ページに記載しております。「世界水準の山岳高原観光地」という長野県観光の目指す姿と、その実現のために必要と考えられる4本の施策の柱、①長野県らしい観光コンテンツの充実、②世界水準の受入環境整備、③更なる観光振興の体制強化、④県内市町村への支援、この4本の柱に沿って、現時点で考えられる「施策の例と想定される財政規模」を記載しております。

なお、ここに記載された施策例は、現時点で想定される例示であり、制度導入にあわせ、今後、策定する観光ビジョン（仮称）の中で、具体的な用途や配分等を検討し、財源の活用計画を示すとともに、宿泊事業者等の観光関係者や市町村等からなる「検討の場」を設置し、毎年度、用途等を検証することが望ましい、と記載しております。

また、15 ページ下段の「県内市町村への支援に対する考え方について」ですが、前回の検討部会でもご説明させていただきましたが、この部分は、本検討部会と並行して設置した市町村の観光担当課長とのワーキンググループにおける議論がベースになっております。ここに記載した「県と市町村との役割分担」、16 ページの「市町村主体で実施することが想定される施策例」についても、市町村とのワーキンググループでの議論や全市町村を対象としたアンケート調査等によりとりまとめたものです。

なお、現在、県内の複数の市町村において、独自に観光振興財源の創設を模索する動きがあり、今後は、こうした独自課税を目指す市町村の検討状況も注視しつつ、補助金や交付金等による市町村への配分方法や、税率等の税制度の具体的な制度設計に向けて、市長会・町村会や宿泊事業者の皆様とも意見交換を行いながら検討を進めていくとともに、独自課税を目指す市町村とは、状況に応じて、個別に調整が必要になってくるものと考えております。

補足ですが、本日午後、長野県市長会及び町村会の両会長から、阿部知事に対して「観光振興財源の制度創設に関する要望」が実施される予定となっております。

次に、「主な論点」の二つ目、「税の制度設計」についてです。24 ページをお願いします。

宿泊行為に対する課税の制度設計として、まず、納税義務者（担税者）については、記載のとおり、「旅館業法に規定するホテル・旅館・簡易宿所、住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）の宿泊者を対象とすることが望ましい」としてあります。また、徴収方法については、「特別徴収とし、特別徴収義務者は宿泊事業者等とすることが望ましい」としてあります。

26 ページをお願いします。税率ですが、前回の検討部会において、定額制・定率制、それぞれの特性等についてご意見を頂戴したところです。前回、頂戴したご意見を踏まえ、事務局において、メリット・デメリットをあらためて整理させていただきました。また、それぞれの税収試算も参考に記載しました。定額制・定率制双方に、メリット・デメリットがあることから、本検討部会としては、「定額制・定率制の両論を併記する形」とし、「県において、観光振興施策の方向性や税のコンセプトを踏まえ、

納税義務者や特別徴収義務者にとって納得感の得られる税率・税額となるよう検討していただきたい」と、まとめさせていただきました。

また、税率の設定とも大きく関係する免税点についても、徴税コスト等税務行政上の要請に基づくものでもあることから、「県において、その「設定の要否」を検討していただきたい」、と記載させていただきました。

27 ページをお願いします。課税免除については、「宿泊者は一定の行政サービスを受けていることや、宿泊事業者の事務負担にも配慮が必要との考えから、課税免除は設定しないことが望ましい」とする一方、学習旅行やスポーツ合宿は価格が高くなると選ばれにくくなるのではないかとのご意見もいただいたことから、本検討部会としては、「助成金等の負担軽減策について検討すべき」、と記載させていただきました。

課税期間（見直し期間）ですが、社会経済情勢の変化を踏まえると、5年での見直しは長すぎるため、まずは3年で検討してはどうか、とのご意見をいただいたことから、「制度開始当初は3年程度で検証することも検討すべき」、と記載させていただきました。資料2について、説明は以上です。

最後に、参考資料をお願いします。「新たな観光振興財源検討スケジュール」です。現時点での想定になりますが、本日の議論を踏まえ、この「検討結果中間とりまとめ」について、2月にかけて、パブリックコメントを実施した上で、3月の第5回「検討部会」において「報告書」として決定し、県観光振興審議会において、知事に対して答申、というスケジュールを予定しています。

事務局からの説明は以上になります。ご審議の程よろしく願います。

<神野部会長>

どうもありがとうございました。

ただいま事務局の方から、報告書案についてご説明をいただきました。

論点は大きく分けて二つ。一つは観光政策の話。もう一つは税の制度設計。この大きな二つの柱から成り立っているということですのでございます。どちらから入っていただいてもいいのですが、まず観光振興財源を活用して今後取り組むのに必要な観光政策例、これについてまずご議論を頂戴いたします。後でまた戻っていただいても構わないという前提でお伺いします。

<神野部会長>

前回からあいうえお順の逆にしておりますが、山田委員が遅れてみえられましたので、後の方がよろしいかなと思います。矢ヶ崎委員お願いできますでしょうか。

<矢ヶ崎委員>

少し遅れて入ってきましたして申し訳ございません。

今程、ご説明がありました観光政策の例であります。網羅的になっていると思いますし方向性が分かる言葉が使われておりますので、異論なく拝聴しておりました。まずは、こういう方向を目指すということが見えてくるというのが、とてもいいこと

だと思えます。

中には、観光を主力とした地域づくりの未来を作っていくような、そういう語り方を
する政策もありますので、そういうことを考えますと網羅的にはなっているのですが、
成果の出し方について少し戦略性を持たせるといいという気がしています。

短期的に成果が出るもの、中期的にやるもの、長期的にやるものを意識されながら、
宿泊税が始まってコンスタントに良くなっていったという成果の組み方をされると、
県内の皆様方の納得性、旅行者の方々の納得性も高めていかれると思います。やはり
自分が裨益する、あるいは、身近なところで「なるほど、これが宿泊税の成果か」と
納得できるようなことが先行して見えてくると非常に分かりやすいです。少し時間が
経ってきましたら、見直しをしながら、「人材や組織も育ってきていて、マーケティ
ングもこういうふうになってきているんだ」と段階的に納得感が得られるようなと
ころも、非常に重要になるのかと思って拝聴しておりました。

本当に網羅的になっていますので、どのようにやっていくか、取り組みの強弱も
検討していくかべきかと思って申し上げたところです。

是非、宿泊税が出来たから大変良くなったという実感を多くの方に持ってもらえる
ような考え方が大事だと思います。まずは以上です。

<神野部会長>

ありがとうございました。網羅的にまとまっていて良いのだけれども、少しやっ
てみて検討できるような、ローリングするようなことを入れた方がいいのではないかと
いうご意見なのか、それとも、目標そのものを短期とか中期とかあらかじめ明示した
方がいいのではないかという、どちらでしょうか。

<矢ヶ崎委員>

どちらかというと後者です。

<神野部会長>

今の段階で短期的、中期的、長期的と少し明示した方がいいのではないかというお
話と承ってよろしいですか。

<矢ヶ崎委員>

目標を短期、中期、長期で設定するということは、要するにこの網羅的な政策の中
で、まずどこに力を入れてやっていくのかという優先順位、強弱をつけることにもな
ってきますので。

<神野部会長>

登山で言えばベースキャンプとか、次のキャンプというものを明示しておいた方が
良いという意味でよろしいですか。

<矢ヶ崎委員>

はい。よろしく申し上げます。

<神野部会長>

分かりました。ありがとうございます。

それでは森委員お願いできますか。

<森委員>

取り組むべきものとして、14 ページにある、①、②、③とあって④が「県内市町村への支援」という形であります。

次ページの 16 ページに市町村で行うことの施策例が、県の行うことの①、②、③と同じ内容でありますので、共にやるということで非常にいい形が出来ると思います。

その上で、一番大事なのが 13 ページにある(3)「観光振興のための財源確保の前提となる基本的な考え方」です。「地域に内在する強み・特徴を伸ばし、住む人が地域を誇りに思うとともに、その暮らしに憧れて訪れる観光客が共に観光地を創る」、これが一番大事なところだと思っております。

この「住む人が地域を誇りに思うとともに、その暮らしに憧れてお客様が来る」これは 14 ページにある「長野県らしい観光コンテンツの充実」というところと同じことで、長野県には幾つも個性を持った観光地が今もあるし、これからも伸ばしていかなくてはならないと思います。

個性がある観光地が集まったものが、長野県らしい観光コンテンツになるということです。地方の観光地がしっかりと自分達で自分の個性を伸ばしていける状況を作り出すということが大事かと思っております。

その後に関しては、県も市町村もやることは同じと明示してありますので、その通りでいいかと思っておりますけれど、県よりも自治体が独自性を持って自立をしてやっていける最後の財源だと思っております。これを逃すと絶対に地域の観光地は自立出来ないと思っておりますので、いかに地域の観光地が自立出来るかどうかというところを特に考えて進めてもらいたいと思っております。

もう一つ、旅館ホテル組合を代表して来ていますので、徴収をする方々への配慮というところで、これは今のままだと、「そんなもの要らない」という方々がまだ出てくると思います。最初に申し上げたと思っておりますけれど、2000年に廃止された特別地方消費税とは明らかに違うという、このところには法定外の目的税だと出ているのですけれど、それ以外のところでは明記もありませんし、6000件を超える多くの宿泊事業者の方々に説明していく上では、特消費税と違うというものを明確に出せるようなものには、もう少し説明する必要があるかと思っております。

以上です。

<神野部会長>

後者の方は、どちらに力点がありますか。税の設計の話に力点があるのか、それと

も使い方として、基礎自治体ごとに様々な特色のある観光政策を観光地としての特色を出さるるように、それに使えるような県の施策をやるべきか。

<森委員>

県が施策としてやるべきというところと、いかにやらないところも仕事の一つとっております。

要は各地域が自分たちの独自性、自主性をもってやりますので、それをどうやって支援するかというのは、補助金という枠にはめてやろうとしないことがとても大事なことだと思っております。

<神野部会長>

県から基礎自治体への財源の支援の仕方として、特定補助金のように使い道を限定するのではなく、我々が交付金と呼んでいるような、自由に使えるような財源とすべきだという理解でいいですか。

<森委員>

「自由に使える」というのも、もちろん県でマスタープラン等の作成があり、それに基づいたものという大きな枠でいいと思いますが、例えばトイレを作る、交通に使うというのは各自自治体にある程度任せるということが必要だと思いますので、一つの項目に絞った補助金制度はあまり必要無い気がします。

<神野部会長>

わかりました。財源の配分の仕方では拘束をせず、それぞれの地域の特色ごとに、その地域が誇りを持って行っている観光地づくりをサポートする方式で支援をするという理解でいいですか。

<森委員>

そうです。ここには県と基礎自治体ができることが、ほぼ同じと書いてあります。14ページに書いてありますし、16ページにも同じようなことを行っていくということですが、それならどうやって任せるかということも、はっきりとさせないと、13ページのような「住む人が地域を誇りに思う」ことにはならないような気がします。

<神野部会長>

わかりました。ありがとうございます。
それでは峯村委員をお願いします。

<峯村委員>

小林課長からご説明いただいた、まとめのお話を聞き、皆の意見を上手くまとめて網羅している感じを受けました。

政策的な事についても、大きな意味でこの四つの柱に向かって行っていくということで、これからは5年先、3年先位に具体的に中身を検討してもらえばいいのであって、この方向で行きたいという中間報告については異議がございません。

ただし、森委員もおっしゃっているように、市長会・町村長会でも、市町村への支援について関係市町村はかなり興味を持っておられます。どの様な形で支援してくれるのだろう、どうなのだろう、この全体の枠はどうなるのか、この辺については、私は中間答申の中で揉めているというよりも、県として「お互いに相談し合っていきましょう」という合意で、今の時点では十分だと思っております。

もう一つは定率制か定額制かについて。定率制には賛否両論があるとは思いますが、定率制についても考えているという表現でございますが、私は冷静になって考えると、神野部会長のおっしゃる「定率制というのは消費税の絡みになってくる。納めるのは国に納めなければならない」という変な話になり、色々なご意見がありますが、定額制が今の制度の中では上手くいくというような、その位の中間答申であってもいいのではないかというのが私のイメージです。

<神野部会長>

ありがとうございます。的確なご指示をいただきました。

使い道につきましては、町村長会や市長会の集まりからもご意見があると思いますが、網羅的にまとめてあって全体としては異議がないけれども、それぞれの要望を少し聞いてもらいたいと、そういう理解でよろしいですか。

それでは、小林委員お願いできますか。

<小林委員>

過去3回の部会の検討内容を的確にまとめていただいてありがとうございます。

まず観光政策の内容に漏れが無いかという点ですが、現時点での観光政策として、ここにいくつか項目がありますが、例えばここにある分類のところにでてきたような分類には属するが、具体例からは若干外れるというような観光政策があった場合に、具体例から漏れるのでそれは使えなくなってしまうという形にするのか、類する政策みたいな形で設けるのか、その辺は幅広にやっていただけると、地域や基礎自治体の話が出ましたが、それぞれが困り事とかやりたいことが色々あると思えるので、決まった中でそれと決めてしまうと、折角いい取り組みがあっても、もしかしたら出来ない可能性もあるので、その辺のところはどの様な扱いにするのか是非検討をお願いしたいと思っております。

そういう意味からすると、税の方の3年、5年という見直しがあるかもしれませんが、政策については制度設計して、毎年度交付要綱を出すような時には見直しをして新たなものを入れていただけるのがいいのかという気がしております。

それから、先ほど部会長からもありましたが、具体的にある程度目標を定めてということがありましたけれども、なかなか目標を定めるのは難しいとは思いますが、「魅力ある観光地づくり」というのは目標として漠然と大きなものなので、5年後なのか

10年後なのか、それぞれの政策でもなくてもいいのですが、「こういうことをここまで進めたい」という目標があると、振り返りや評価も行い易くなると思います。

ただし、現時点で目標というものは非常に難しく、外部環境も変わりますし、災害が起きたり、技術が発展したりということがありますので、明確には難しいですが、評価を行い易いような、目標なりがあった方がいいと、私も同じ意見です。

色々なところで持続可能な旅行だとか、SDGsに積極的に取り組んでいるところを利用するような旅行者の皆さんが世界には多いようですので、是非日本の中でも「長野県はこういう先進的な取組をしていく」と目指されるような制度になればいいと思っております。以上です。

<神野部会長>

ありがとうございました。

使い道を広げるということについて、今回の大災害等々を反省して「公共交通網はきちんと整備をし」と何度も言っていたのですが。

観光というのは総合行政なので、いざという時に問題が起きると、公共交通機関の整備が出来ていないと不幸がおきるので、少し広めに「地域交通」を置くようなことが必要かと。

<小林委員>

地域交通という括りで行くと、バスの利用というのは観光によるバス利用と、日常のバス利用とありますが、前回も申しましたが、色々な所で赤字補填の補助というのを、既存で運航している基礎自治体から貰うようになっています。

観光というのは広域になりますのが、広域に跨ぐようなところはそういう制度設計がないので、そこに色々な補助を出してもらおうとか。例えば長野市から松本市にバスが走っていて、それに対する補助というのは付きにくいです。松本市なら松本市、長野市なら長野市で完結しているものや、要綱は難しいですが国にも一部制度はありますが。

観光というのは広域にあたりますので、広域にあたる所は能登で言えば幹線道路を中枢として走っているところについては、脆弱な所があるのだったら基盤の整備のために支援対象にしてもらおうとか。規模が大きく難しいですが、バスで申し上げると、本当に地元自治体に依存するところは多く、広域のところについては、県の政策に盛り込んでもらえて、何かの時に役に立つようなベースができるのかということです。

<神野部会長>

ご意見としてはこの案でいいけれど、その範囲をあまり限定せずに、空間的にも時間的にも臨機応変に弾力性を、というお話で理解してよろしいですか。

<小林委員>

政策で決められてしまって、交付決定する時に「政策にないからダメです」という

ことにならないように、検討の余地があるように網羅しておいてくれたらと思います。

<神野部会長>

ありがとうございます。金子委員お願いします。

<金子委員>

この取りまとめについて、様々な意見が出たものを良く取り込んで、良くまとめていただいたというのが全体的な感想であります。ありがとうございました。

そして具体的な使い方について、市長会の立場から申し上げたいことは、今後、県が策定する観光ビジョンにおいて、具体的なものを示すことということ。それから毎年度検証するということが含まれておりますので、そこに委ねたいと思います。

それから、独自に市町村で税の導入を考えているところがあることに對しましては、一定程度引き下げる等の調整を検討するべきであるということも書き込まれておりますので、具体的なことについてはそれぞれで調整をお願いするということをお願いしたいと思います。

中間とりまとめ案が、この部会の後にパブリックコメントが行われると思うのですが、この文章のままパブコメの資料としてお出しになることについて細かいことで恐縮ですが、例えば14ページの中にMaaSとかZEBというような言葉がありますが、県民の皆さんがこれを承知しているとは限りませんので、キャプションとして※印でMaaS（マース）とは「Mobility as a Service（モビリティ アズ ア サービス）」（乗り物のサービス化）で、色々な技術を取り込んだ交通のサービスであるとか分かりやすい、ZEB（ゼブ）とは「Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）」（消費する一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物）のように脚注を入れていただくことがいいかと感じたところです。

それからもう一つ、早くに指摘すればよかったのですが、14ページの①の長野県らしい観光コンテンツの充実について。これは色々な言葉が出てくるのですが、最後の新しいライフスタイルの対応で「リゾートテレワーク」という言葉が出てきますが、新しい観光的なイメージとすれば「ワーケーション」、WorkとVacationを一緒にした発想でありますのが、その言葉も入れていただくといいというのが感想です。

最後に、定率制なのか定額制なのかという議論をパブリックコメントに掛けるという意味合いだと思いますが、その時には、方針でまとめていただいたように、定率制と定額制の違いをもう少しコンパクトに一般の人達に分かり易いような説明があるとよろしいかと思います。きちんと読むと正確に伝わるのですが、多くの県民が理解するにはもう少しシンプルに表現して頂いた方がいいという感想を持ちました。以上です。

<神野部会長>

ありがとうございます。パブリックコメントを出す時には、説明を加えることがあれば、ご指摘して頂ければと思います。

<小林課長>

基本的には本日お示ししております、資料1と資料2で出します。

<神野部会長>

これで出すのであれば、国においてもこのような審議会の答申では(注)を沢山付けています。(注)を沢山付けているので、金子委員のご意見にありますように、修正後は私預かりにさせていただくことになるかと思いますが、(注)を付けるかどうか私の判断で、行わせていただければと存じます。

パブリックコメントで出すのであれば県民の方々が読んで、理解し易い体裁は整えておくという事は重要なご指摘でした。わかりました。

<小林課長>

ご指摘に従ってこちらの方を直していきたいと思います。

<神野部会長>

それでは金澤委員お願いいたします。

<金澤委員>

はい、14ページの財政規模について、「①長野県らしい観光コンテンツの充実」として1、2、3、4と挙げられています。10億あればできる雰囲気から挙げられているのだと思うのですが、それを足して市町村も同程度集めると30~50という話なのだと思います。

お金を集める以上、集めた以上に目的を達成しなくてはいけないという所で、「集めました」が当然目的ではないので、しっかりとこの徴収の話は後でされると部会長はおっしゃっていましたが、その30~50というのを確実にして欲しいというところが正直な感想です。

一方で、先の「長野県らしい観光コンテンツの充実で1、2、3、4となってしまうと、どうしてもそれぞれに予算配分してやるというのは、今までの行政のやり方になっていると思います。森委員がおっしゃっているのと一緒で、やらないこともあると先ほどおっしゃられていたのですが、集めたお金は集める努力をしないといけないのですけれども、それを配分するという感じではなく、その年の優先事項、ゴールとしての目的が達成されるには「こちらに重点配分、こちらはやめます」というようなことも必要です。小林委員のおっしゃられたように、「これはやりますけれど、他に急いだ方がいい」ということが出て来た時にも動けないということも問題があると思うので、そうしたところはしっかりと柔軟に対応できるようにして欲しいと思います。

矢ヶ崎委員がおっしゃられたように網羅的にはなっているのですけれども、網羅にこだわりすぎると、本当の意味でも長野県の観光振興に繋がらない。みんなで足を引っ張るような形にならないことを望みたいと思っています。

それと 15 ページの下の方に「県と市町村の役割分担」とあり、「市町村に対する技術的・財政的支援」というのがありますが、実際にプロジェクトをやろうとしたときには基礎自治体とか、さらに小さくなれば小さなエリアになってくると思うので、この「市町村に対する技術的・財政的支援」を主で考えていただくのであれば前回は申し上げたと思うのですが、長野県の予算が大きくてもいいと思います。

基本的に使う所はどこかと言われたらやはり市町村とそれぞれの事業者、その周辺にお金が分散されると思いますので、そこをしっかりとやっていただけないかなと。県が半分使います、市町村が半分使いますではなく、総合的に判断した上での予算配分ができるような形にしてほしいと思います。

その下の市町村の役割分担について、森委員がおっしゃるように、13 ページにある「住む人が地域を誇りに思う」という建付けの方が、オーバーツーリズムがどうしたというよりも、前回は申し上げましたように、例えば間伐をして美しくなりましたというところは中々評価が出来ない。それは地域が満足しますということが評価になる。そこばかり強調すると無駄にお金を使ったり、問題がそこで発生したりというのは分かるのですが、あまり数値化して評価をして欲しくないと思います。市町村の方が実際にはフリーハンドで使えるように、今はこの書き方では基準が厳しすぎると思うので少し緩くしてもらえないかという印象があります。

あともう2つ。15 ページの真ん中辺りに「毎年検証することが望ましい」とありますが、出来なければやらないのかという話は突っ込みたくなるところで、これは望ましいよりももう1段階上のところで「宿泊事業者や市町村の意見をしっかりと吸い上げる」というような形にさせていただけないかなと思います。

最後に宿泊事業者と観光関係者どこまで入れるか。例えば、14 ページの長野県らしい観光コンテンツとしてサイクリングルートや登山道について、例えば白馬村なら白馬村の北アルプスの登山道どうするかという話になると思うのですが、もう少し広域でそれを使う人達が出てくるように、大町市の宿泊施設とか出てきたり、長野市の宿泊施設で使われたりすると思います。サイクリングロードに関してはもっと広域のお話になってくると思います。

それを市町村から聞いていたからそれにお金を使うということではなく、機能する組み方を市町村だけでなく、DMO など、それぞれその都度に必要なところを考えて意見を聴取するような形をお願いしたいというのが、ここでの意見になります。以上です。

<神野部会長>

ありがとうございました。

それではお待たせしました、山田委員お願いいたします。

<山田委員>

遅れて参加し申し訳ございません。既に委員の皆様からご意見として出たものと重なるところとか多いのですが、まず気になるのは政策のところですか。確かにバランス

よく出来ていると思うのですが、宿泊税、他の財源を捨てている訳ではないのですが、宿泊税という独自の財源を持つということは、長野県が競争に勝っていく、特に国際的な観光の競争に勝っていく為の原資になるものです。そこにある種の投資するための財源として宿泊税があって、それによって長野県の競争力が高まって、さらに多くのお客様に来ていただけるとそういうことだと思っています。

そういう視点で考えますと、まだ競争戦略としての観光政策になっていないのではないかとこのところがとても気になります。「①長野県らしい観光コンテンツの充実」と「②世界水準の受入環境整備」は確かに整備すればそうなのですが、財政規模 6 億、10 億を同じウェイトで掛けるべきなのか、もっと申し上げると矢ヶ崎委員も先ほどもおっしゃいましたが、時勢的にも遅れている DX とか交通の利便性に初めは集中投資をして、それで 3 年～5 年でそのあたりの整備をした上で①の方の観光コンテンツの方に入って行くとか、時間軸を考えた戦略性というのが必要なのではないかと思います。

そうでないとせっかく財源を得たにもかかわらず、国が各都道府県に配布するのと同じように、広く浅く色々なものに配置・配分するものになります。結局それでは、若干変わったけれど、競争力の上がる話になり得ないと思ったところが一点です。

定率制、定額制のところも実はそこと関係しています。結局定額で行く限りにおいては観光客数を増やさないと税収が増えないということになります。先ほどの競争戦略として考えるときには、この政策をやったことによって、単純に宿泊者数が増えないと宿泊税が増えずに次の再投資に余力が出て来ないのです。

最終的なリターンとしては宿泊税に戻ってくる。宿泊税の税収が、5 年後 10 年後には更に今よりも上がって行くということが見えないといけない訳ですけど、定額制でいくとリンクが切れる話になっていってしまう。例えばインフレが起きてもダメですし、人数的にも長野県として特に人気のある観光地のキャパシティを増やすことは厳しくなってくるとか、そのようなことを考えるとやはりその部分のリンクも良くないだろうと思っているところです。これは皆さん色々な議論があると思っています。

あと、定率、定額のところのシミュレーションの額も出ていますが定額制にするとおそらく 1 万円以下の宿に対しては何らかの配慮というものが出てくると思います。この後の議論かもしれませんが、免税点が入ってくると、税収が下がるということが明らかなので、検討していただきたいと思っています。

いずれにせよ定率、定額の話における税率のテクニカルな話ですが、まずその時の競争戦略として見た時にどうなのかというところは検討しないといけないと思っています。私からは以上です。

<神野部会長>

ありがとうございました。私の独断で 2 つに議論を分けさせていただきました。

使い道の方についてはご意見を大まかにまとめさせていただくと、網羅的に書かれていてこれでいいのではないかと、まとめられるように思いますが、重点・ポイント

を絞った方が良い場合もあるだろうということ、特に基礎自治体の使い方について、それぞれの地域で特色のある観光、この言葉で「言えば住む人々が誇りに思っているところ」が地域で異なるので、ここに観光政策の事例として列挙されているものについてはそれぞれの地域で取捨選択をして自由に、あらゆる場合に付け加えたりするようなことを含めて、そういう使い方が出来るような自由度を高めるべきではないかという、ご意見があった。森委員、そのような理解でいいですか。

<森委員>

どうしても先ほどから市町村、市町村と出て来てDMOという言葉がどんどん小さくなっているような気がします。

14 ページでいう優先順位として、先ほど山田委員の方からもありましたが、「③更なる観光振興の体制強化」というところが全く出来ておらず、世界水準の考え方が定まらないというところがあります。市町村の場合ですと、どうしても観光のスペシャリストというよりも、そのときの当番のような形になり易くなります。DMOは地方の観光をマネジメントする、地域をマネジメントする組織ですので、そういったところがしっかりと自立してやっていけるためにも③は必ず必要だと。市町村ばかりではない、市町村は通過するだけでも良いかなとは思っています。

やはり観光の人材をしっかりと確保する。育てることも大事ですけれども、その前に野（の）にいる人たちをどうやって連れて来られるかということも大事なことで、そういった資金が圧倒的に足りていないというところも是非付け加えて優先順位、またDMOという言葉ももう少し増えた方がいいかと思えます。

<神野部会長>

我々の予算の考え方からすると、通常の場合に日本の国が成り立っている行政区画を前提にしないではいけない。様々な地域が自主的にまとまって何かをしようというときには事務組合のようなやり方もあり、そういった集まりを作って配布することも出来ますが、事実上難しいような気もするのですが、事務局から何かありますか。

<小林課長>

参考のご意見として、県としても観光地域づくり法人であるDMOを育てていかなくはないかと思っております。

<神野部会長>

それはつまり地域に配るのではなく、県の事業を経由しないで直接行くということですか。

<小林課長>

両方あるのかと思います。

県内に 15 個のDMOがありますけれども、長野県観光機構という県的なDMOを通じて、様々な支援を行っておりますし、市町村が広域的に地域連携DMOを作っているところは構成する市町村からの負担金があり、市町村を経由して行く場合もあります。

技術的な部分としては、観光機構に、DMO支援の機能がありますので、そういった形で行えますし、県から直接行く場合と市町村から直接行く場合の両方のルートがあると思います。

<神野部会長>

それでいいのですか。私としては日本の地方制度を前提に置いてお話しております。

<森委員>

市町村飛ばせという話ではなく、まず市町村に配ってからという話です。

<神野部会長>

いえ。市町村に配り、そこから一部事務運営を含めて広域連合と出来るはずですので、広域連合のように主体が決まらないと予算上の措置が難しいと私は思うのですが。私はDMOという言葉を使わないのですが、行政組織上、広域連合とか、一部事務組合とかとになっていけば、普通は予算上成り立つのですが、県として例えばどこかの団体に、補助金を出すということはある得ない話ではないのですが、それはそうした形でやるという理解でいいですか。

では、主だった意見としては以上です。

2番目に触れさせていただいているところですが、税の設計の話に関わるところで、小林課長のご説明からありましたように論点としては 25 ページにある課税標準のうち、税率の設定の仕方です。

これは結論を出さずに、両論併記のような形でいいでしょうか。既に、峯村委員の方からご意見は出ていますが、課税標準をどのように設定するのかということを含めて税率の問題と、免税点の問題も同じことになるかとは思いますが。租税政策上、例えば修学旅行と出ていますが、政策上、軽減ないしは免除するような措置を設けた方がいいかどうかということ。当面課税期間、これは日本の場合は、以前までは地方税は独立し、法定外税という許可制だったのですが、許可制ではなくしてもらいました。

ただし、事前協議制が残っています。事前協議で国の合意を求めて真摯に話し合うということになっており、協議制の結果、国の方が同意しない場合には出来ない仕組みになっております。

課税期間は設定しなくてもいいという情報ありませんでしたか。

<降旗税務課長>

今まだ調べていないです。

<神野部会長>

申請するときに課税期間の設定が必要ではないかと。はっきりとはわかりませんが、案では5年と出ていますが、3年というご指摘もあったので、その期間をどのように設定するのかということについて、論点はそのあたりとしてご意見を頂戴できればと思います。

今申し上げましたように、税の設計に関わる問題点で課税標準の問題と、免税点の問題。例えば修学旅行を含めて軽減措置等々を設けるか否か。それから期限の設定、何年間かという設定について。

<降旗税務課長>

総務省に協議する事項として課税期間、見直し期間が入っております。

<神野部会長>

入っていますので、課税期間を設定しなくてはいけないのですが、それを5年という案が出ていますが3年という案もありましたので、これについて税の設計に関わる論点についてご意見いただきたく、まずは山田委員よろしいですか。

<山田委員>

先ほども申し上げたように基本的に私は定率の方がいいと思っています。定額に設定する場合で申し上げますと、どうしても一万円以下位のお宿の負担感というところが出てきて、免税点を幾ら以下ということを設定するということが検討する必要があります。

確か前回森委員のご意見にあったと思いますが、長野県内の平均宿泊単価は恐らくかなり低い一万円以下のところで低めになっているということなので、そこはかなり配慮する必要があるだろうと思っています。

課税免除については通常、他の先行事例もそうですが、やはり修学旅行の方をどうするかということですが、修学旅行は課税免除にせざるを得ないと思っています。

私は旅行会社の人間ではないですが、修学旅行は総額が決まっています、さらに今のように入フレの状況では、予算内で旅行に行くこと自体がかなり厳しくなっているところがありますので、仮に一人100円とか200円、2泊で200円とか位の話だとしても、それによってその予算枠をオーバーしてしまうことは出てきます。実質的な宿泊課税免除、修学旅行の免除というのは付けざるを得ないだろうと思っています。

見直し期間については、3年になるか5年になるかということですが、私は5年がいいと思います。3年では結局成果が出ない、宿泊税を入れて何か政策が動いたとしても、その結果が出てくるには3年位で成果が出始めて、ある程度皆でそれが共通認識できるようになるのに5年位掛かりますから、5年がいいと思います。3年にするというのはどちらかということの場合には、3年というオプションもあるかと思いますが、基本は5年のスタートでよろしいと思っています。

<神野部会長>

ありがとうございます。この中間取りまとめを簡単にすると、定額にするか定率にするかについては両論併記、つまり結論を出さずに出す。

それから免税点についても、結論を出さずに出す、政治的な判断に委ねるということでこれはよろしいでしょうか。

<山田委員>

私は構いませんが、先ほど申し上げたように免税点という議論は定額制とついてくるので、もし表現として出すのであれば定額制の場合のところ免税点というのがセット、もしくは定額制の場合はいわゆる段階的な措置という話になるので、そこに合わせて免税点という話を入れて、それに合わせて税収の試算というのも出していただいた方が正確だろうとは思っています。

<神野部会長>

申し訳ありませんが書き方は後で私の一任でとりますが、ご存知のとおり消費税というのは、定率制になっていますが、免税点をちゃんと設けていますので、出来ない訳ではないです。従価制でも免税点を設けられる可能性はあり、必ずしも定額制と免税点がリンクしないので別々に書かせていただくということでもいいですか。

<山田委員>

リンクしないということで別々に書く場合は、先ほど申し上げたように、そこも含めて書いていただかないと、政策的には定額にいった場合は免税点の議論が出てきますので。

<神野部会長>

そうすると両論書かせていただいているですね。つまり定率の場合でも出来るけれども定額の場合にしか出来ないという意見もある、そういう理解でいいですか。

<山田委員>

出来ないというより、京都市だとか福岡県のように定額制でも免税点を入れないという事をしておりますので、ここで議論できるのであればそれでも構いませんが、おそらくそのような話にならないですという事です。

<神野部会長>

ご意見としては、全体の意見としてまとめる時には、結論を出さずに行くということでもよろしいですか。

<山田委員>

もしそれするのであれば、定額制のところの税込試算のところ免税点入れた場合の定額試算も入れて下さい。

<神野部会長>

これは出るのでしょうか。これは価格弾力性とか、先ほども聞きましたが、どうやって出したのかということがありますので。

<小林課長>

免税点については、最終的には政策的な判断になりますが、どの程度の税金になるのか、徴収コストの部分とかありますけれども判断をしていかななくてはいけないものですから、今の段階で中間報告書に出せるかどうか検討させていただきたいです。

<神野部会長>

これについては、いいですか。出しにくいということについて。

<山田委員>

出しにくいというのは分かりますけれど、セットで試算しておかないとそもそも税込試算にならないのではないですか。

<神野部会長>

税込試算は価格の弾力性と、ご存じの通り価格が上がれば需要は減りますので必ずしも税金が上がるとは限らない訳です。

<小林課長>

そうしましたら最終的に定額、定率を判断するときには、避けて通れない部分でありますので、一定程度の目安ということで我々としても出させていただくということです。

<神野部会長>

ということでもいいですか、山田委員。

<山田委員>

はい。

<神野部会長>

矢ヶ崎委員お願い出来ますか。

<矢ヶ崎委員>

今、論点になっているところ、まず定額、定率、両論併記という形で今後の検討を

しっかりしてくださいという表現にこれでいいのではないかと思います。

また、免税点と課税免除についても、しっかり説明した上で今後の検討課題であるという表記でいいと思います。

課税期間については、最初は3年位にして、その後5年位の検討期間と、福岡県、福岡市、北九州市がやっているようなパターンの方が分かり易いという気がしております。

全体的にはこの様な形となりますが、折角両論併記をするのですから、両方の選択肢の客観的な良さといえますか、その特徴が分かるという工夫をしていただけると嬉しいと思っています。

例えば、山田委員からご指摘がありました。定額制、定率制というそれぞれのやり方について、長野県では量から質へと観光消費額を転換するとはっきり言っていますが、そういう方針からしてこの両方のやり方に、どういったメリット・デメリットがあるのかという観点も大事かと思います。

定率制については、下にあります税制試算の想定のところを、多分一泊あたりの宿泊費の平均単価 8,000 円をパーセントで掛けたりしているのかと思ったのですけれども、定率制の良さとしては、料金分布の中で高額なものが増えてくると税額が大きくなる。特にインバウンドのお客さんも増えてくるということは、外需のプラスアルファのお金を払ってくれるお客さんが増えるという事ですから、そういうところの分布が増えることが期待されるという事を前提に置きますと、定率1%、2%とか平均単価に掛けてしまう計算で大丈夫かとも思います。今日の資料では定額制の方が税収額が多く、定率制の方が税収額が少なく出ていますが、料金分布をある程度設定して掛け算した方が、もっときちんとした数字が出てくる。やはり現在の宿泊の平均単価の低さが課題としても浮き彫りになってきて、非常に興味深いデータですが、そうしたところが一つ気になったところでもあります。

免税点について特段異論はないですが、東京都が 10,000 円未満にした、大阪府が 7,000 円未満にした、これにはそれぞれ理由があると思いますので、そういうところも少し補記して差し上げないと、免税点は 10,000 円前後なのかという誘導みたいな感じに見えてしまうようなところがあると思います。

課税免除については山田委員もおっしゃいましたように、やはり修学旅行は免除なのかなというところは納得せざるを得ません。図表の 38 の下に職場体験であるとか、大学の部活であるとか、そういったものも明示されていますがこういったものについては、私は個人的には課税免除の対象ではなく、団体の方が来てくださるのは長野県にとってとても大事なことですので、助成金で上乘せ、手厚く支援して迎え入れますという、他の政策との合わせ技の方が整理でき色々自由度があるのではないかと思います。

以上です。

<神野部会長>

ありがとうございました。全体の趣旨としては、県民なり議会なりがきちんと選択

できるように客観的な書き方をするようにというお話だったと思うのですが、最初の量から質へという意味が分からなかったので、もう少し説明していただけませんか。

つまりは租税の方での量から質へと申し上げたのではなくて、政策の方で量を質へと言っているのだからとそういう理解でいいのですか。

<矢ヶ崎委員>

そうです。方向性がそうであれば手段はやはりそれに連動してということですよ。

<神野部会長>

政策の方向性に従ってやりなさいと、そういうご趣旨だということで良いですか。ありがとうございます。

<神野部会長>

次は、森委員お願いします。

<森委員>

定率・定額の話も出てまいりました。先ほど他からも出ているのですが、オーバーツーリズムを抑えていく、イコールお客様の数を減らしていくことも一つのやり方だと思うのですが、その場合観光客数に応じて税収が減っていく、定額の場合どのようにしたら、他に策はあるかというところが一番難しいと思っています。

量から質へ転換するという話が出ていましたので、それはどうしても国も県もそうですけれど、何人増えたという数字を沢山書くことを一生懸命にやるのですけれど、もうそんな時代ではないと。

来る人の数を増やすよりも満足して帰る人の数を増やすのが我々の仕事だと思っています。

満足して帰る人の数を増やすということは滞在をするときの快適性ですとか、滞在期間の利便性ですとか、そういったものをどんどん上げていく。しかしオーバーツーリズムは困るとなると、これを定額でやっていく上では大分先詰まってくるというような気はしています。

快適性を上げることによってより多くのご料金をいただく。そして観光税の収入も上がっていく、というようなスパンには是非なってもらいたいと思っています。ですので、定額よりも定率の方がいい。定額の場合どうやってやればいいのか教えていただくと良いと思っています。

<神野部会長>

私の方からお答えしても構いませんか。日本の税金の場合、先ほど言いましたように事前許可制に改めました。事前協議制の対象になるのは3項目あります。

最初の場合には、課税標準を同じくする場合、既にある税金と課税標準を同じにする場合、加重的な負担になった場合にはリジェクトされます。これはルールになっています。

ます。先ほどから、県が一生懸命毎年予算については検証するとおっしゃっているのは、憲法で単年度原則というのは決められています。予算というのは毎年きちんと毎会計年度、議会に出してきちっと審査を受けなさいというのは憲法規定です。おっしゃる事はわかります。憲法改定してスイスのようにしろとかという事は分かりますが、我々は憲法違反はできません。従って毎年、例えば継続費とか繰越明許費とかを財政法で規定しています。私はこれには問題があるのではないかと言っていますが、そういったことについては検討する。継続費であったとしても毎年議会にかけていく事が必要になってきますので、毎年予算については審査を受けます。それはある年度はこの政策を支持したが、ある年度はこちらの政策を支持するということがあり得るからです。民主主義においては、これがまず第一点です。

それから、許可制になっていますけれども既存の税金がある訳です。例えば消費税とか、それか固定資産税とか様々な税金があります。それと課税標準を同じくする場合。第1の項目、「課税標準を同じくする場合過重な負担にすることは認めない」。第2項目は「経済政策に反しない」。第3項とありますが、第1項目の、課税標準を同じくする場合については公式見解で宿泊税を従価税で取った場合には課税標準を付加価値税と同じく、ここで何回も説明しましたが同じにしたとみなされます。従って過重な負担はできません。オーバーツーリズムを制御する。例えば量を制限するという場合にはラッファーカーブはご存知ですね。ある一定の税収点を超えなければいけませんから、それを上げるということは認めるかという公式見解で認めない。

<森委員>

税を上げるのではなくて宿泊代です。

<神野部会長>

いやいや。それはいわばOKになっています。定額制の場合とおっしゃったのですよね。額を上げる場合には、定率制、従価税ではない。

<森委員>

定率制であれば、例えば我々は宿泊の料金だとか、飲食の料金、例えばリフト券だったり色々なものを上げたり下げたりできます。

<神野部会長>

違うそうではありません。

<森委員>

価格によってお客様の需要供給のバランスにチャレンジを色々できます。それに伴い、定率の場合は変わる訳ですから別に従価税にしている訳ではないではないですか。

<神野部会長>

違います。上げる場合には認めません。

<森委員>

料金です。我々が宿泊の料金を上げるのを認めないということになります。

<神野部会長>

料金ではなくて税。

<森委員>

税率を上げろとは誰も言っていません。

<神野部会長>

いや違います。税を上げるのではなくて、オーバーツーリズムのように量を減らすことが出来ないのです。したがって、これは私が作ったのですが、課税標準を同じくしない場合にどうして認めたのか。

例えば、環境税。これは量に掛けているわけです。CO2を減らすためにやりますから、これはオーバーしてもいいのではないかということになりますので、これは過重な負担をしてもかまいません。減らすために掛けてもかまいません。いいですか。量を規制するためにです。従って、そういったことを考慮して掛けているところはたくさんあります。

宿泊税を、観光に訪れる数を制限するためには量はできますが、価格ではできません。つまり消費税にまた掛ける訳ですから、課税標準を同じくする訳ですから。すでに価格、宿泊料金に対して消費税を掛けている訳です

<森委員>

宿泊料金の上げ下げの話であって、定率の観光税を変えろという話は一つも言っていないのは大丈夫ですか。

<神野部会長>

違います。オーバーツーリズムを制限するのに定額税でどうしてできますかということをご説明してくれという話でしたよね。

だから料金設定しますね。それに定額で税金を掛ける訳です。そのことによって量を制限できる訳です。価格を上げますから。税込で掛かる訳ですよ。

<森委員>

今、話をしているのはお客様の数です。例えば小さい宿を仮定して、100人入る宿の話をしてしましましょう。100人でも人手不足で一杯だから、金額を倍にして50人来れば収入は一緒だと。こうやってやればオーバーツーリズムだったり、人手不足を解消でき

るのでやりたいという意見があります。

<神野部会長>

それは構いませんよ。それは構いませんが税金の話をしているのです。税金を率で掛けると料金を上げれば当然、料金は増える訳です。いいですか。それは出来ません。出来ないというのは認めない。

<森委員>

では、定率は元から無しだということですか。

<神野部会長>

元からという話ではなく過重な負担にならなければ構わない。パーセンテージが僅かであれば構わない。従ってオーバーツーリズムになりそうだからといって税率を上げることは出来ない。

<森委員>

そんなこと一言も言っていません。

<神野部会長>

いやだから、今は税率の話をしているのです。

<森委員>

オーバーツーリズムを税率で変えろとは最初から一言も言っていません。

<神野部会長>

今は税の議論をしています。

<森委員>

そうです。ですので、宿泊金額の上げ下げによって変わるではないですか、税収は。

<神野部会長>

変わるかどうかは分かりません。宿泊金額を上げれば当然ですがお客の数は減りません。

従価税で掛ければ、当然のことですが料金の価格が上がれば、生活必需品のような、これは価格弾力性が低いと言いますが、価格が上がっても、生活必需品だから買わなくてはいけなくて、価格弾力性の低いものに従価で掛ければ税収は増えます。

ところが、贅沢品のような、例えばダイヤモンドとかついて申し上げると、価格に応じて税金を上げます。すると払うお金は多くなりますので、「生活に必要なものだから、価格が高いのであったら買わない」、これは価格の弾力性と言いますが、

これは高校生でも教えている話です。税収はそうすると下がります。

従って私達は従量税とか、税金を掛ける場合には、生活必需品のように価格弾力性の低いものに掛けます。

ただ、生活必需品にばかり税金をかけていたら反乱が起きてしまいます。上げて消費が習慣性になって税率が下がらないもののある訳です。一つはお酒です。これは生活必需品ではないけれど、みんな飲みたがるから、税率を抑えても変わらないからって掛けています。それから、たばこ。消費が習慣性になって減らないということ前提にしています。それから、ガソリンというのは一旦、自動車が普及してしまうと価格弾力性が低くなるのです。上げてみんな買わなくてはいけないから。明治時代だったら灯油の価格を上げたらとんでもないことになります。なぜなら、生活必需品だったのです。灯りは電気がありませんからみんな灯りを油で取っていたわけです。

従って、三悪税という時は油に掛かる税金、塩にかかる税金、お醤油にかかる税金のことを三悪税といいました。そういうものに掛けないと税金は上がらないからです。

税金は価格の弾力性の低いものに掛けて、価格の弾力性の高いもの、少し上げてしまうと需要が減ってしまうと税収が上がらないから。掛けないということになっています。

先ほどから問題になっているのは、その価格の弾力性をどうするかということの問題になっているのであって、今おっしゃったことについて、私の見解では、従量税、量に掛かる税であればオーバーツーリズムは規制できる。

<丸山次長>

部会長、税理論になってしまったのでこちらであらためて整理させていただきます。

<神野部会長>

いいですか。その問題は結局そういう話になるのでこれは出来ません。日本の場合には認められません。

<降旗税務課長>

オーバーツーリズムの抑制という観点にしてしまうと、話が別になってしまうので。

<神野部会長>

今、独立税で抑制するために認められている税金として、ソーラーパネルに税金を掛けている例がありますが、あれは税収が少ないほうがよく、規制するために重い負担を掛けているのです。これは他の税金と課税標準を同じにしたら出来ません。

課税標準を同じにしない場合には重い負担かどうか、過重な負担かどうかチェックされないのを認められる、ということをお願いしているのです。課税標準を同じくしたら出来ませんと。

<丸山次長>

税の制度論の話なので、ゆっくり整理した方がお互いに理解が進むと思いますので。

<神野部会長>

いいですか。説明をするとそういうことになるということです。

<森委員>

いいとは思っていませんので、別途お教えてください。

<神野部会長>

はい。

免税点と課税免除についても両論併記でいいですか。

修学旅行等に設けるべきだという意見はお聞きしなくてはいけないので。

<森委員>

どうやって市町村に配分するかというところに、その市町村、その観光地で宿泊した方の人数によって、交付金なのか補助金があるようなシステムになった場合、修学旅行を免除した場合に、その観光地には戻らないという可能性も出てきたりすると思います。

その辺をどのようにやっていくのかというところの議論も必要だと思いますし、中にはそういったものを観光税による支援ですとかそういうものを必要とする市町村又は組織もありますので、修学旅行の多い所であるという見解が違うのかと思いますので、その辺のところは個別の議論が必要かと思います。

<神野部会長>

課税期間についてもいいですか。

<森委員>

3年、5年、私は物価の影響があると思いますので、もし定額の場合には細かく議論しないと難しいと思っています。

<神野部会長>

期間はどうしますか。

<森委員>

3年、5年でいいのですが、定額の場合には議論するのはこまめにやらないといけないと思います。

<神野部会長>

分かりました。峯村委員お願いします。

<峯村委員>

課税期間もですけど先ほど申しましたとおり、今回まとめてある内容でいいと思います。従って併記で結構でございます。

<神野部会長>

租税特別措置というか、免税点や課税免除についてもよろしいですか。

<峯村委員>

宿泊行為に対して課税するという大原則を部会長が最初からおっしゃっているのですが、その面でいけば免税というのはいささかだと思うのですが、実際的な問題として何か対応してあげなくてはならないと思います。

<神野部会長>

おっしゃるとおりです。宿泊行為に掛けているので、納税者は旅館業者じゃなくて泊まる人ですので、その人に対して免税するということには、別な基準で考えなくてはいけない話で、理屈は合わないのだけれど仕方がないからやっているということです。期間についてはいかがですか。

<峯村委員>

3年、若しくは5年の併記で結構です。

<神野部会長>

はい、小林委員お願いします。

<小林委員>

定額、定率の併記、私も税収の試算は難しいですけど、このくらいを目指すという試算額がありますので、それに対してどの位かと試算していただければ、よろしいかと思えます。

免税点は「葬儀場等と安価な」というところありますけれど、ここをカットすると、そもそも税収が若干減るというのももちろんあるのですが、立ち返ると、こういう所に泊まっても、やはり地域のサービスを受けるという観点からいくと、免税点は不要といえますか免税点は無しの方がいいと思っています。

修学旅行は、課税免除の関係は修学旅行誘致ということを進めているというのも当然ありますので、私は修学旅行、学習旅行は課税免除がよろしいと思います。

あと、スポーツとかそういうものも当然合宿とかも併せて誘致していますのが、基準が曖昧になるので、これは別の政策で補助を分かりやすくし、「補助があるので来てください」という形がよろしいかと思えます。

課税期間は、長野県としてはもちろんですけれども、初めて喧々諤々とスタートしますので、まずは3年で、そこで1回しっかり振り返って次はある程度固まったら5年とかそうした期間にする、その案でよろしいと私は思います。

<神野部会長>

ありがとうございます。

免税点を設けていいとは考えるけれども、併記のままでいいか、それとも県にお任せするという書き方になっているのですが、それで良いでしょうか。

<小林委員>

それでよろしいと思います。

<神野部会長>

金子委員お願いできますか。

<金子委員>

ありがとうございます。

私は、この税を徴収するということにおいて手続きが煩雑になったり、算出のハンドリングが難しくなるということは、あまり良いことではないと思っています。シンプルイズベストということを考えますと、免税点は設けない。それから課税免除についても設けない。

修学旅行と職場体験はどこが違うか判別することが難しいと思います。ですから一旦は全部課税にしますけれど、学校教育の学校が行う研修旅行については補助金を一人頭、例えばいくらとか、同じ分だけ補助金の政策として設けるということを用意することによって同じ効果が得られると思います。

税の設計では、やはり熱伝導率と言いますか経費が余計にかかってしまうことは良くないと思いますので、私の意見はシンプルイズベストということをお願いしたいと思っています。

それから見直しの期間については私も提案させていただいた通り、世の中の金融も含めて、経済の状況が変化の大きい時代に入っていると判断を致しましたので、まずは3年で一区切りをして、そこで見直しをし、その後5年でも構わないですが、そうした意味で、一旦3年位で区切りを設けてはいかがと申し上げた次第です。

それから定額・定率というご意見は両論併記ということで構わないですが、私個人的な考えを聞かれれば、定率になると、どの金額に課税をするのかというハンドリングが各旅館の方達に負荷が掛かると思います。申し上げたようにシンプルイズベストという設計とすれば、定額の方が皆さんにはシンプルで分かり易い設計になるのではないかと。ハンドリングについてはシンプルがいいと思います。

その他、それをカバーするにおいては政策の中で事業や、事業のなかで工夫を凝らすことで、例えばオーバーツーリズムについてもアイデアがあればよろしいのではな

いかと考えました。

<神野部会長>

ありがとうございます。金澤委員お願いします。

<金澤委員>

基本的に矢ヶ崎委員のご意見そのまま良いと思っています。

基本的に両論併記で構わないと思いますし、免税点についても課税点についても併記で構わないと思います。課税期間についても、3年なのか5年なのか併記するのか、構わない。

ただ意見を申し上げると、免税点とか課税免除で収入が減るのは本末転倒だと思うので、何をしたいかと明確ではないと思うので、お金が要ることは確実ですので、それが減っていくことがないように例えば免税点をやるにしても課税免除をやるにしても、それ以外から収入を得るところのパーセント、もしくは上げていくとか、そうした形での財源確保をメインに県の方で考えてもらえれば良いかと思えます。以上です。

<神野部会長>

どうもありがとうございました。

私の理解では、例えば課税標準と言っていいか、税率と言っていいかわかりませんが、それについては両論併記という結論を出さずに併記しておく。

免税点についても同じように併記しておく。

県意思決定にお任せする。正確に言えば県民と言った方がいいのかもしれませんが、県民の意思決定にお任せしますということで、矢ヶ崎委員や金澤委員のご意見に従えば、なるべく忠実に量を書くようにという意見が多かった。

それから金子委員の理論は正論で、基本的には課税の最も公平中立簡素ということ言えば、簡素の原則を重視して考えるべきではないかというご指摘と同時に、状況がどのように振れるかわからないので、期間は3年にした方がいいのではないかと。

ただこれについても3年にするか5年にするか聞いたときに、県の判断に任せると。これを含めて特にご意見がなければ、先ほど申しました金子委員から出てきた（注）の付け方とか、書き振りをわかり易くするとかということについては、「ここはこう直しました」ということについて言えば、委員の皆様方に後ほどご報告を致しますが、私の責任において事務局と相談しながら直させていただくということで、お任せいただいた上で検討委員会の中間取りまとめ案についてはご了承いただいたということ。

書き振りその他について何かありましたが、私まで文書をいただければ私の方で修正致します。

私の全体の印象としては、ここの検討部会の全体の印象としては、これでいいのではないかと。少し早晩的だということはあると思いますが、その様なご意見をいただいたということで良いでしょうか。もしご意見がありましたら文書で提出してください。

<金澤委員>

聞かれてないことですが、入湯税は観光振興なのか地域振興なのか。

<神野部会長>

これは申し訳ありませんが法律通り、入湯税は法定税なので。

<金澤委員>

ここの議論で止める（やめる）可能性はないのですか。

<神野部会長>

それはいいです。私の理解では法定税であり、法定任意税ではないので、課税客体というのですが、その様な事実が存在すれば設けなくてはいけないという理解になっており、それでいいですか。

<丸山次長>

金額の変更は。

<神野部会長>

それは別の話で設けなくてはいけない。

<金澤委員>

東京都が入湯税取っていないのに。

<神野部会長>

取っています。

<事務局>

取っています。東京都の市町村で。

<神野部会長>

東京都 23 区については。

<事務局>

温泉がないところというのは基本的に存在していません。県内も 77 の内 61 か 62 の市町村は入湯税取っていて、15、6 は取っていません。

<金澤委員>

取ってないというのは温泉がないから取ってないのですね。

<事務局>

そうです。

<神野部会長>

事実がないから。課税物件と言いますが、課税物件があれば課税しないと法定税ですからいけない。そういう理解でいいです。

それから任意税というのはあります。法定任意税は法定税なのですが作っても作らなくてもいいという税金もあります。都市計画税とか水利地益税。これは都道府県でも市町村でも、作りたければ作りなさいという税金です。

法定税というのは作らなくては駄目です。

<金澤委員>

わかりました、私の理解が足りなかっただけです。

<神野部会長>

必要であればあとで後記しますが、例えば消費税は作る時に、一定税率になっていて税率は変えられません。上げ下げできない一定税率の税金と、それから標準税率を設定。標準税率は法定税には必ず設定されます。

ただし制限税率、アッパーを決めている。これ以上掛けてはいけないと決めている税金と決めていない税金がある。アッパーを決めていない税金というものは基本的には住民しか払わない税とご理解いただければいいです。

ただ、そう言っても、私は埼玉県に住んでいますが住民票が長野県にありますから、「あなたは長野県に住民税を払ってるじゃないか」と言われているように、30年間住民税払い続けています。これは会費、クラブ財ともいうのですがけれども、そこで家屋敷割りは居住とっています。

<降旗税務課長>

所有かと思いますが。

<神野部会長>

いずれにしても、そういうようなことで住民税は基本的な税金ですので、私の理解では上限がない。いくらでもできる税金になっています。

ただし消費税は一定税率です。消費税と課税標準を同じにして、どんどん上げていくことをやるために、消費税と同じ課税標準に掛けたらどんどんできてしまうので制限をしていく。先ほども申し上げました過重の負担になってはいけませんと。それは既存の税収をスポイルしてしまうからなのです。

ということで、その他の議題はありますか。それではこれで閉めていただきます。

それでは繰り返すようですが、先ほどご了解いただきましたように私の責任で修正をさせていただく場合がありますが基本的にはこの内容で出していくということにつ

いて、この検討委員会としてご了承していただいたということにさせていただければと思います。

委員の皆さん方にご協力をいただき、また、事務局が献身的な努力をしているにもかかわらず、上手くまとめているかどうかということに関していえば、忸怩たる思いがありますが、全て私の責任です。

特に私は税制調査会の報告をまとめてきましたし、それから知事会の税の委員長を務めていて、そこでの租税への考え方というものが、まだ国民の間に浸透していないこと。それから全国町村会についていえば、全国町村会から税の問題がある度に呼ばれ、委員会その他に参加していて、ご存じのとおり全国町村会の会長を長くやられた長野県川上村の藤原村長と同時に 100 周年に亘って、私は功務者として表彰されています。それにもかかわらず地方自治体の皆様方、特に峯村委員をはじめとした町村会の皆様方、それから、市長会から選ばれて今現在、地方金融機構の代表委員をやらせていただいておりますので、金子委員など市長会の皆様方にご期待に副えない結果になってしまったということをお詫びいたします。

その上で、私の責任でこれを取りまとめさせていただくということでご了解いただいた。こういうことにさせていただいてよろしいですか。

3 閉会

<丸山次長>

神野部会長、委員の皆様、ありがとうございました。

審議会の終了にあたり、観光部長の金井からひとこと申し上げます。

<金井部長>

委員の皆様、長時間ありがとうございました。いただいた意見をしっかり反映させていただいて、パブリックコメントをさせていただいた後に、年度末でお忙しいかと思えますけれども 3 月にもう 1 回お集まりいただきまして報告書を決定していきたいと思えますので、どうぞ引き続きご協力をお願いいたしたいと思えます。

オンラインでご出席いただいた委員の皆様もはじめ、本日はどうもありがとうございました。これにて、終了いたします。

<丸山次長>

以上を持ちまして第 4 回長野県観光振興財源検討部会を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。